

# 利根川外の減災に係る取組方針【県管理区間】

利根川、広瀬川、粕川、葦川

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 佐波・伊勢崎地域部会

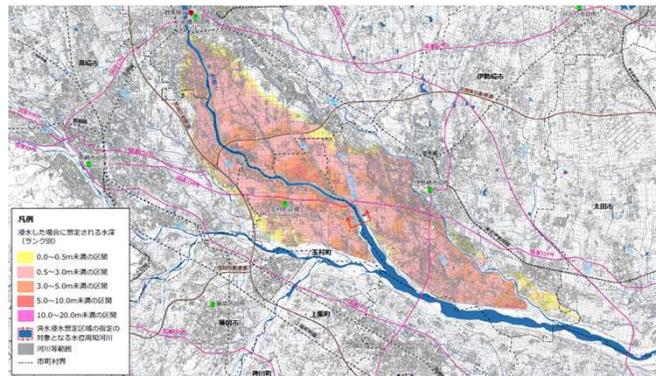
(伊勢崎市、玉村町、群馬県)

現況と課題

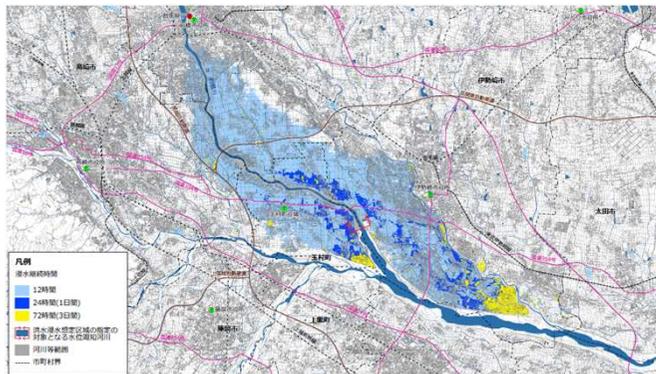
現況と課題

現況と課題

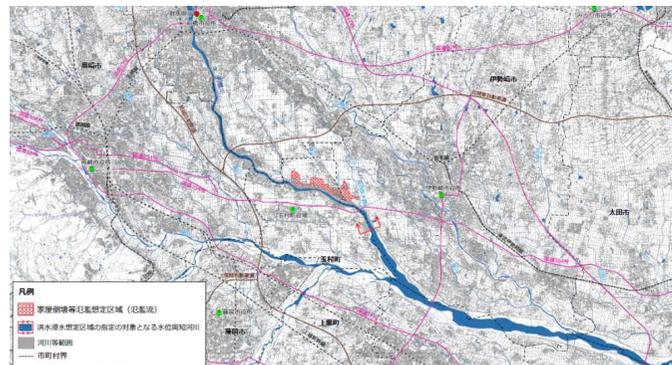
◆利根川外の洪水浸水想定区域図から得られる水害リスク情報



[最大浸水範囲と最大浸水深]



[浸水継続時間]



[家屋倒壊等氾濫想定区域]

- 想定する降雨量の増大により、対象河川の洪水浸水想定区域は、全て拡大する。また、浸水深についても、深くなる傾向となっている。想定最大降雨時には、各河川とも全川的に溢水、越水が生じる。
- 支川からの越水等により、浸水区域が広がり、時間の経過とともに溢れた水は南東方向へ移動していくため、支川合流部付近等で水が集まる傾向にある。
- 粕川から利根川の地域一帯が浸水区域となり、河川に挟まれる地区は浸水深が深くなる傾向にある。
- 浸水深の深い地区や、河川の合流点付近において、浸水継続時間が1～3日となり長時間浸水が継続する。
- 広瀬川と利根川合流部及び玉村町の利根川左岸側において、家屋が倒壊するような氾濫流が発生する。

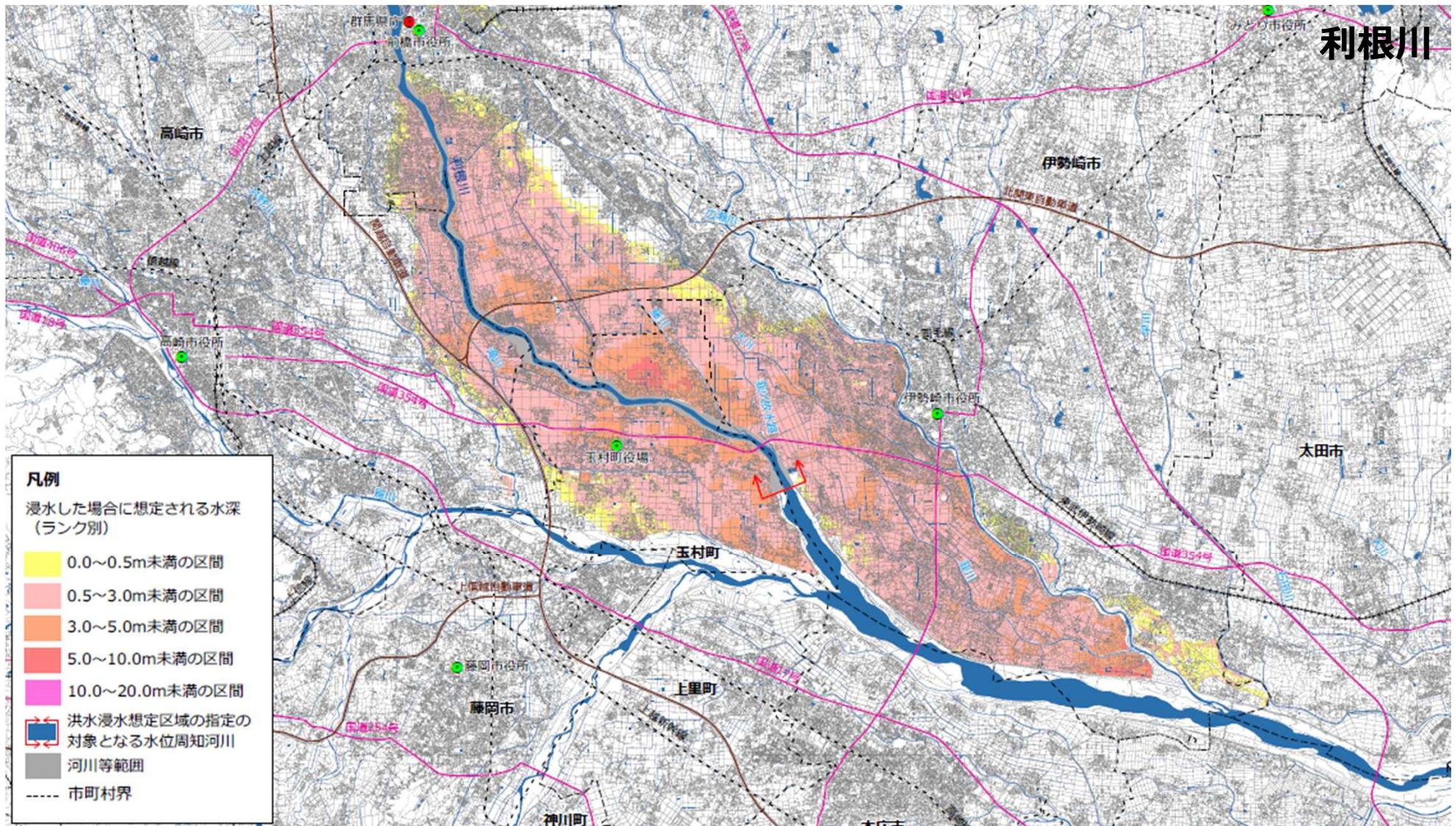






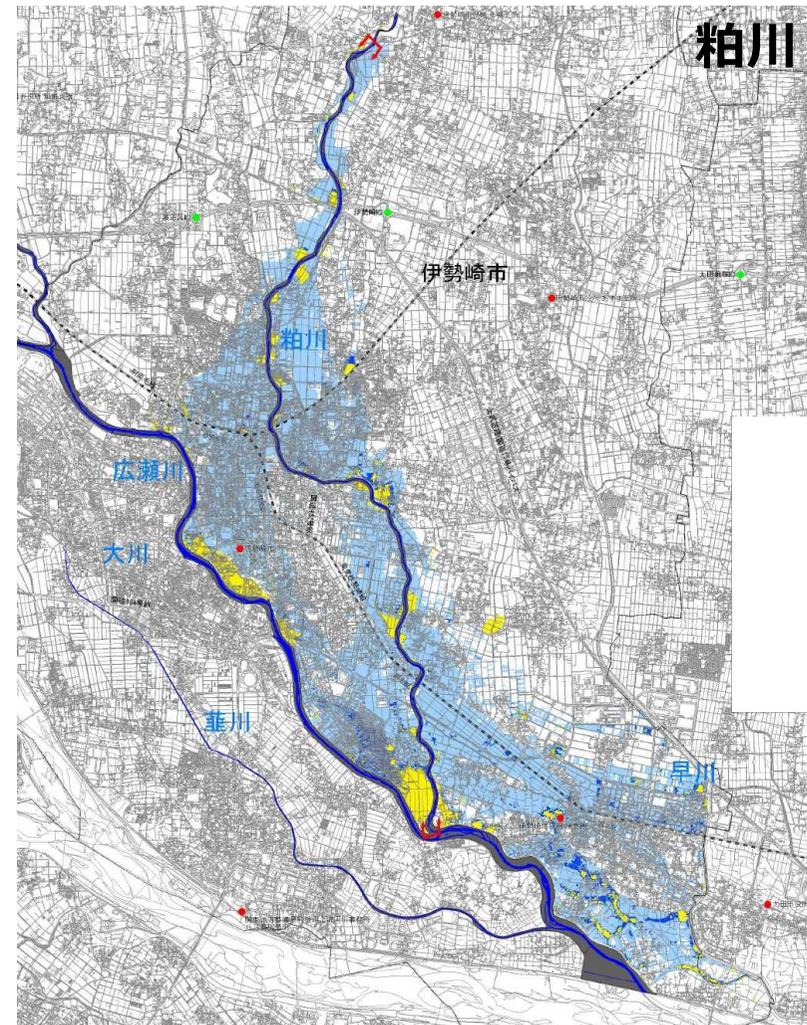
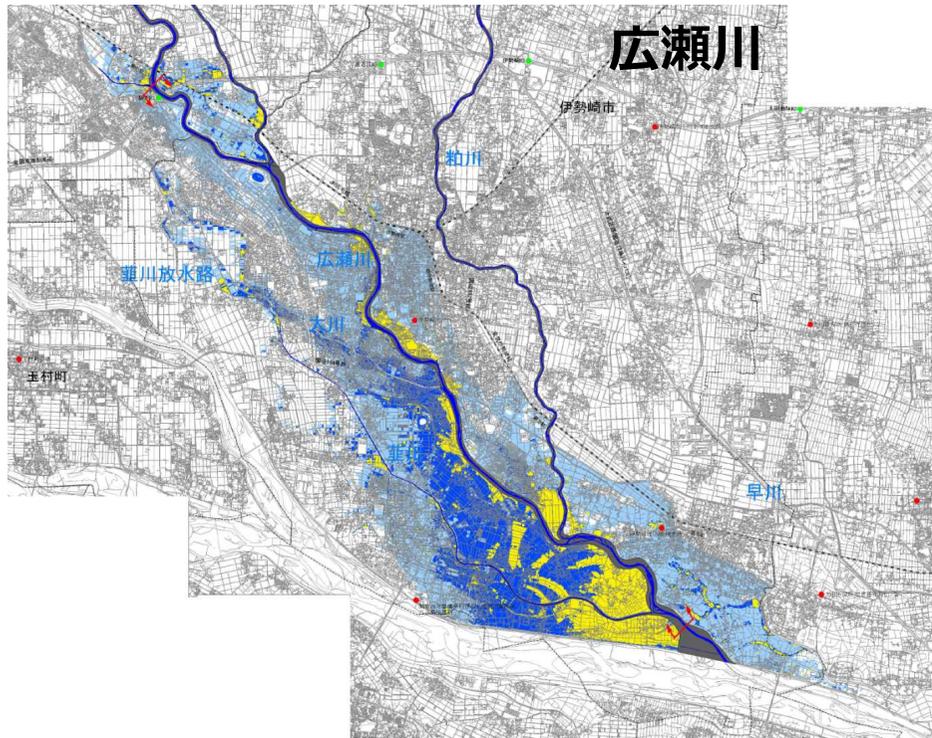
現況と課題

◆利根川(県管理)の大規模氾濫時に想定される状況 [最大浸水範囲と最大浸水深]



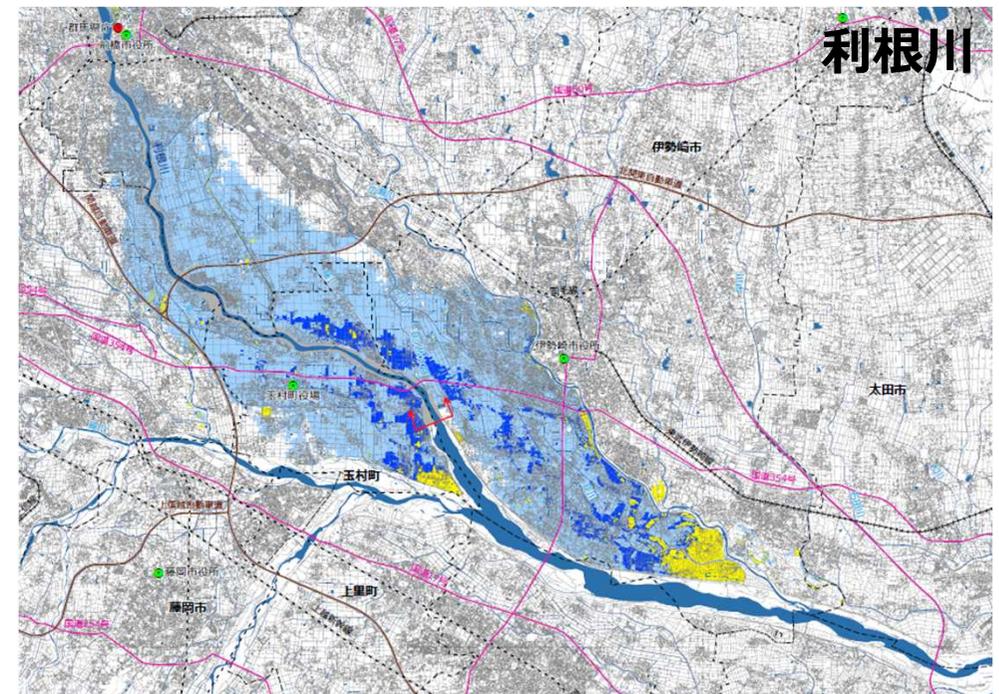
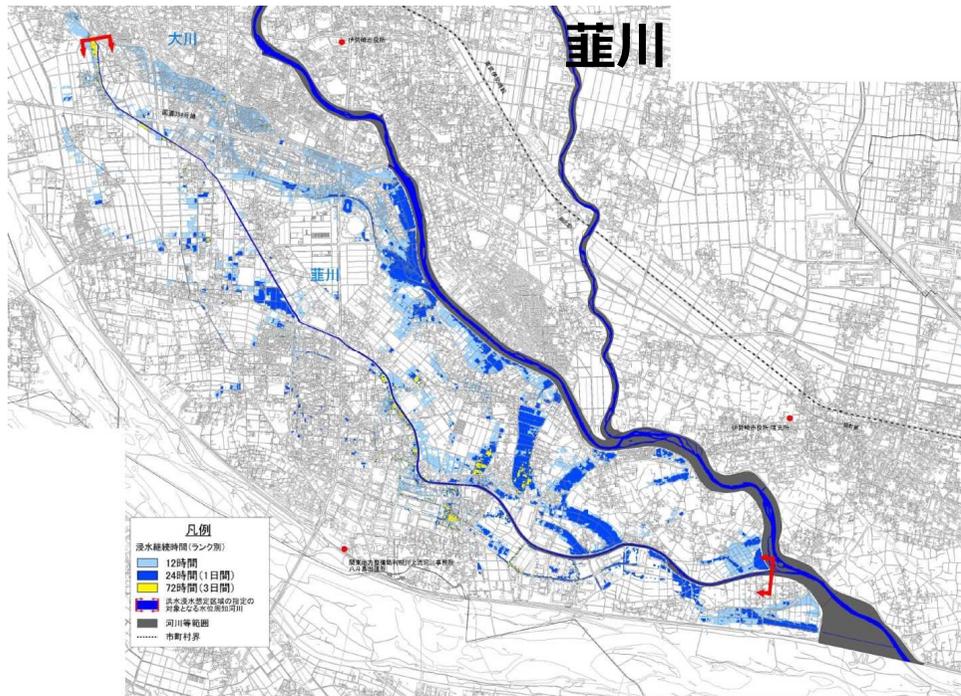
現況と課題

◆ 広瀬川(県管理)・粕川の大規模氾濫時に想定される状況 [浸水継続時間]



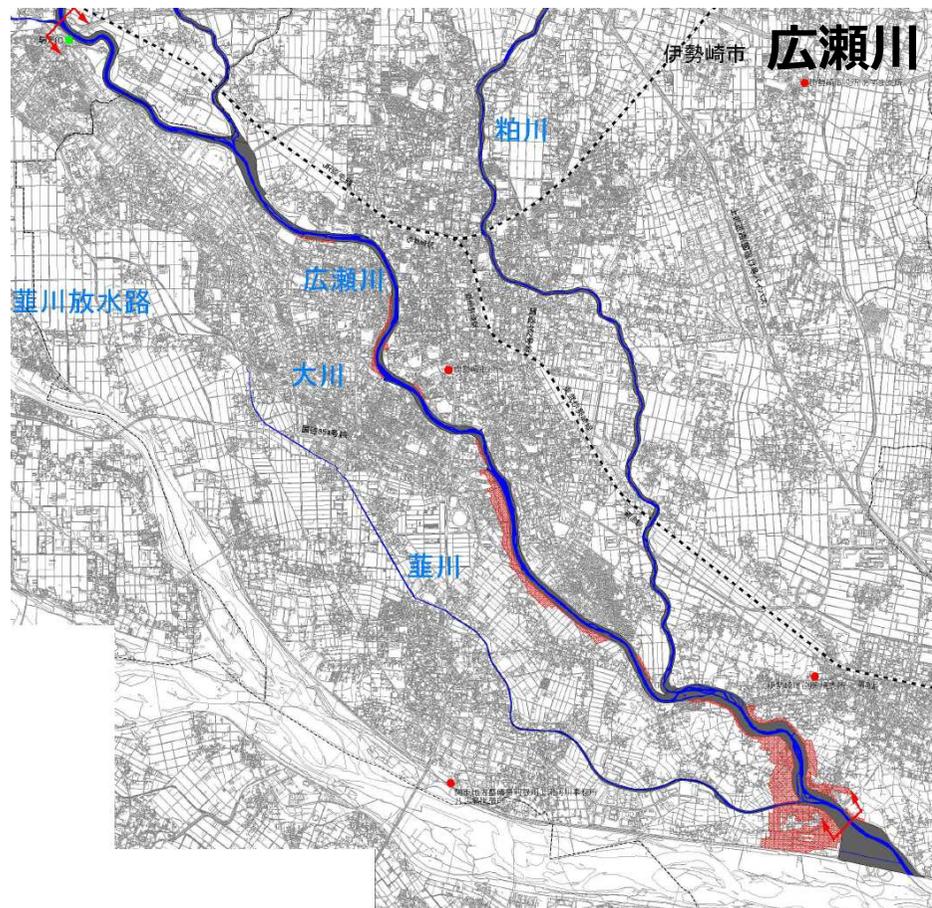
現況と課題

◆ 蕪川・利根川(県管理)の大規模氾濫時に想定される状況 [浸水継続時間]

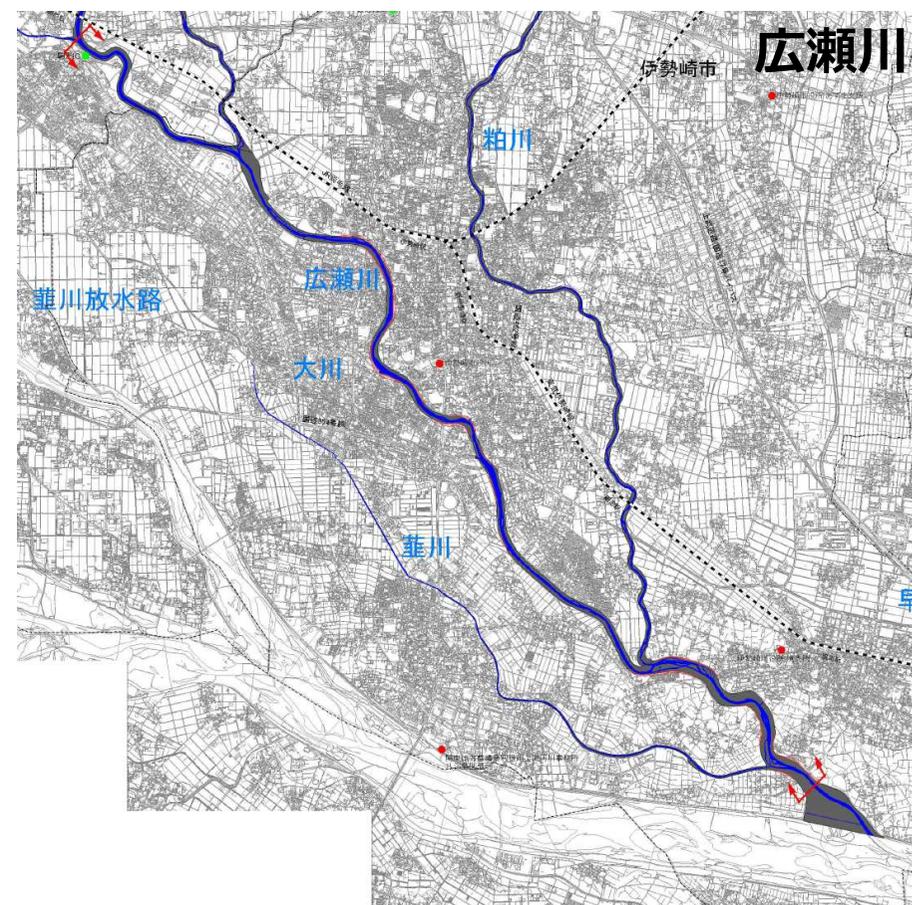


現況と課題

◆ 広瀬川（県管理）の大規模氾濫時に想定される状況 [家屋倒壊等氾濫想定区域]



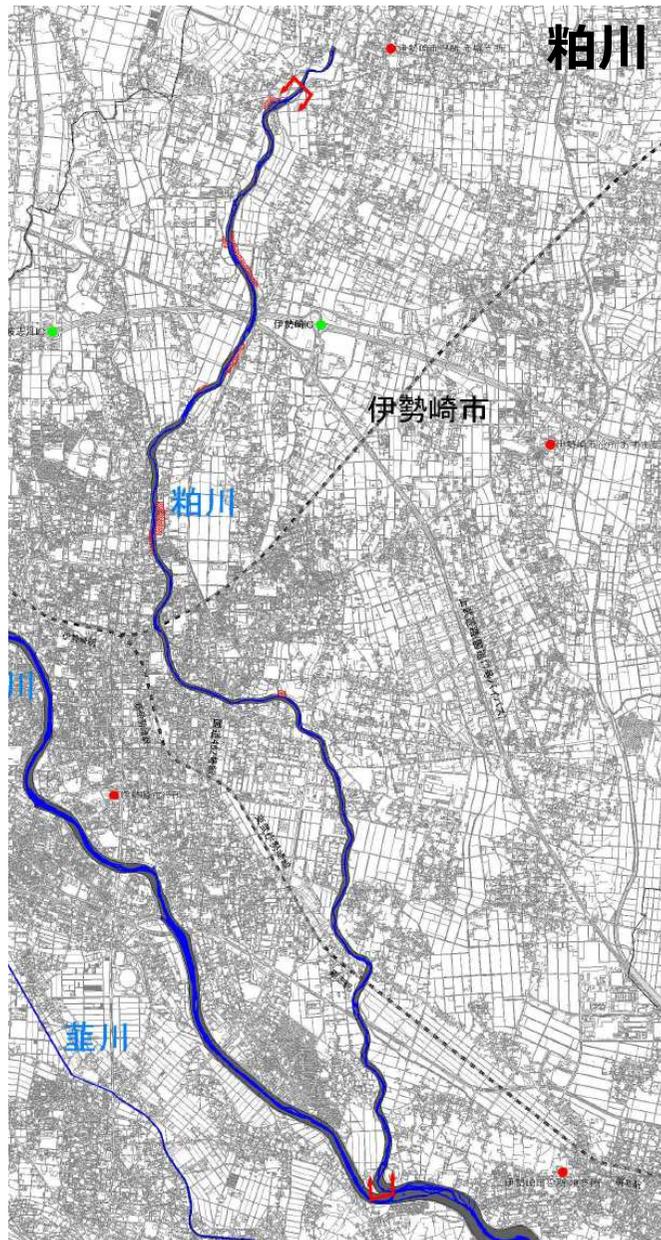
[氾濫流]



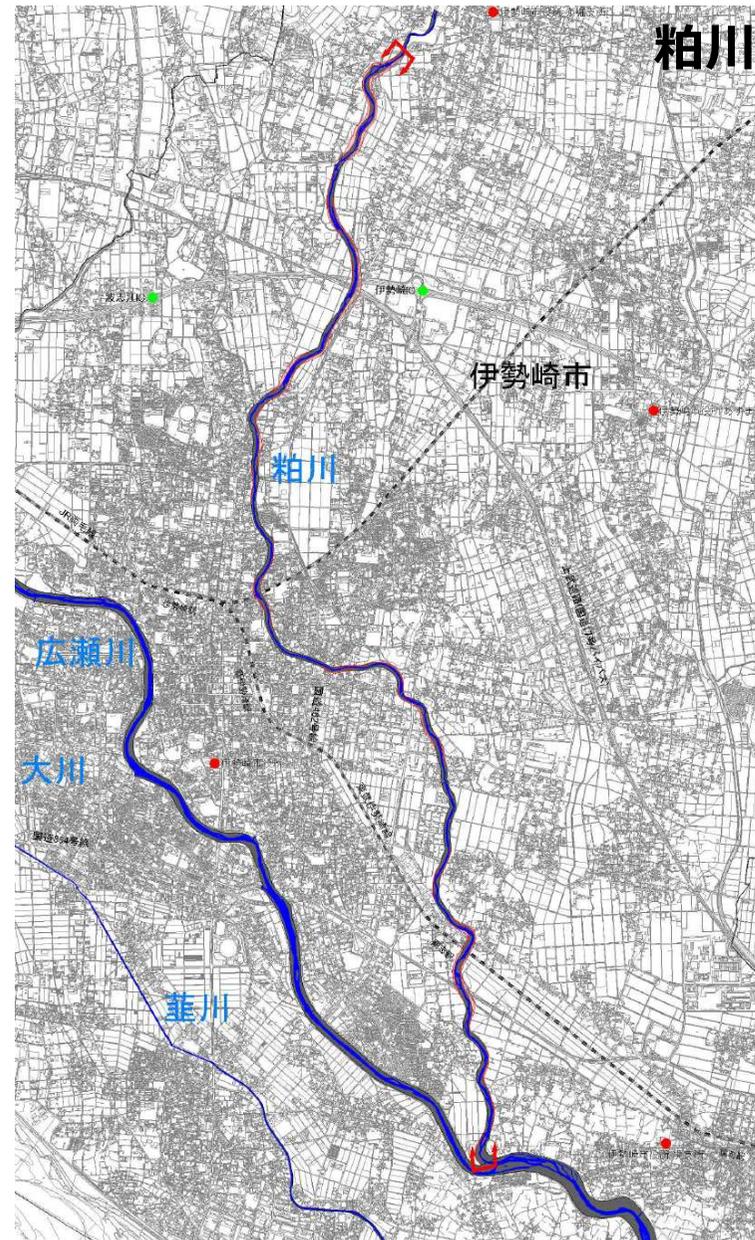
[河岸侵食]

現況と課題

◆ 粕川の大規模氾濫時に想定される状況 [家屋倒壊等氾濫想定区域]

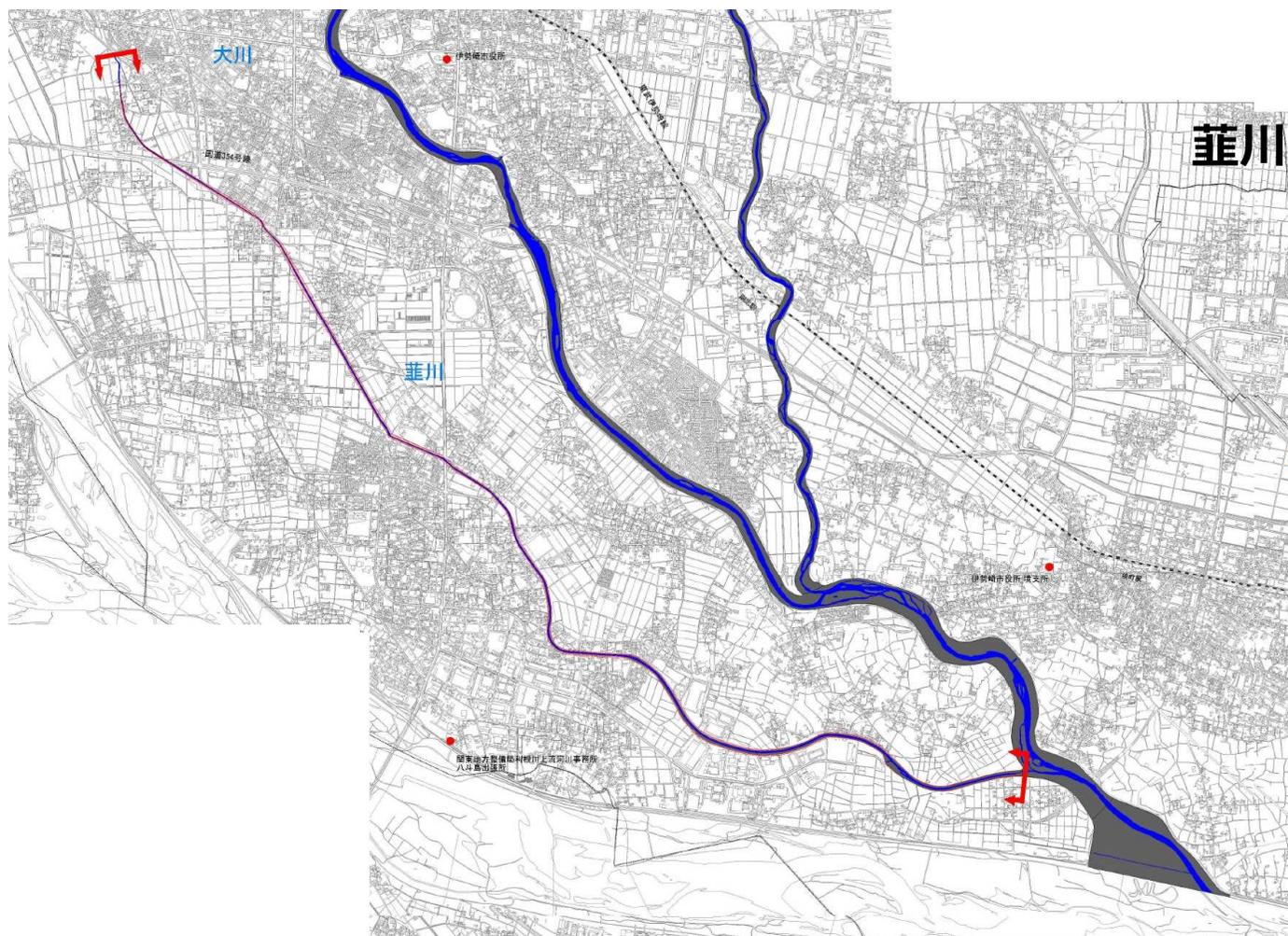


[氾濫流]



[河岸侵食]

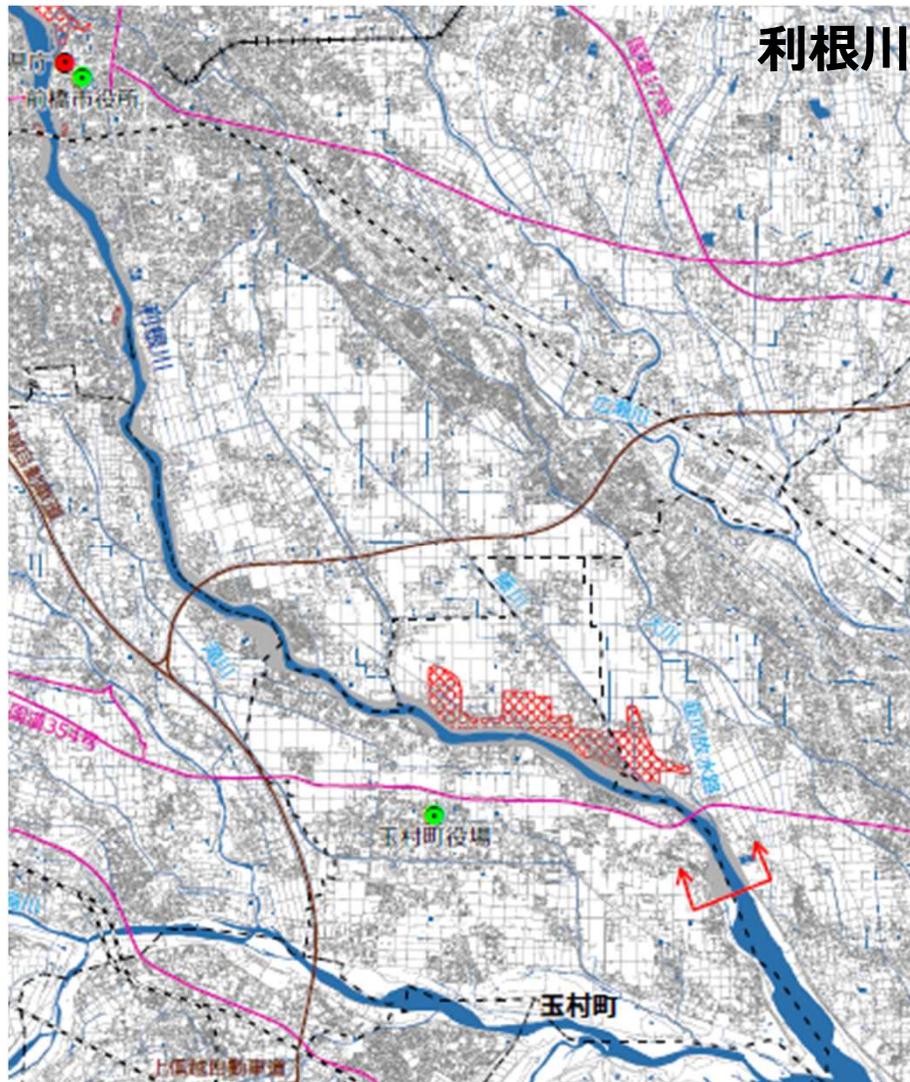
◆ 蕪川の大規模氾濫時に想定される状況 [家屋倒壊等氾濫想定区域]



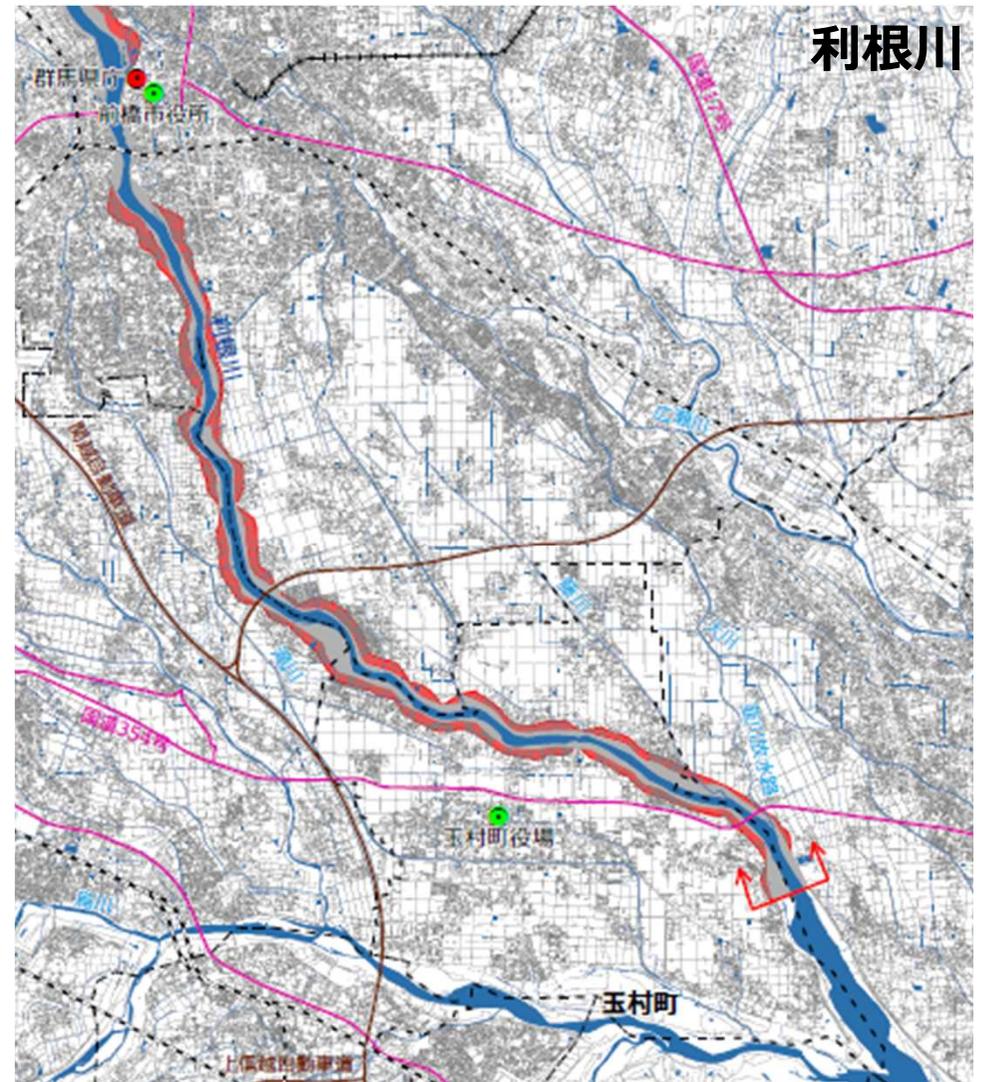
[河岸侵食]

## 現況と課題

## ◆利根川（県管理）の大規模氾濫時に想定される状況 [家屋倒壊等氾濫想定区域]



[氾濫流]



[河岸侵食]

## 現況と課題

## ◆利根川外の大規模氾濫における課題

## 避難計画等に関する事項

[課題1] 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民・隣接市町村への情報伝達・提供が必要とされる。

[課題2] 県管理河川の氾濫影響により、新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難勧告等の発令基準の確認・検討が必要となる。

家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難(水平避難)とする計画が必要となる。

[課題3] 新たに洪水浸水想定区域となる各地区における避難所・避難経路の確認、検討が必要となる。

[課題4] 新たに影響があると見込まれる要配慮者利用施設等への情報提供や避難計画作成の支援・確認が必要となる。

[課題5] 洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが住民に十分認知されておらず、情報を正確に理解し、避難行動に繋がれるか懸念がある。また、水位周知や避難に関する用語等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。

## 現況と課題

## ◆利根川外の大規模氾濫における課題

**水防に関する事項**

[課題6] 管轄する区域について、洪水浸水想定区域が広範囲となる水防団(※)がある場合、機動的な対応が必要となる。また、水防団員の高齢化や人員の減少により洪水時に実質的に機能できるか懸念がある。

[課題7] 地形的に浸水深さが深刻となる地区に、重点的に救助用ボート等の配備検討が必要となる。また、大規模水害の際には水防資機材は不足する懸念がある。

**排水に関する事項**

[課題8] 長期浸水が見込まれる地区は、排水に関する備えを検討する必要がある。

**河川管理施設の整備に関する事項**

[課題9] 浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策が必要とされる。

※本資料では、水防活動を行う消防機関及び水防団を総称して、水防団と表記している。

取組状況

減災に関する現状の取組状況



## ①情報伝達・避難計画等に関する事項

想定される浸水リスクの周知、住民等への情報伝達の体制や方法、避難誘導體制

### 【現状の取組】



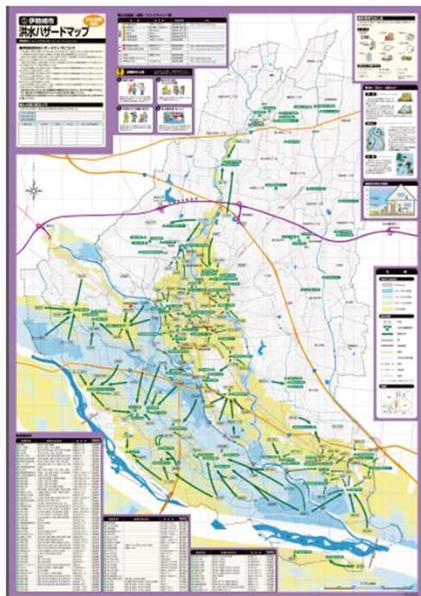
市・町は、ハザードマップを作成し『洪水ハザードマップ』としてHP等で公開し、事前の防災行動を周知している。



市では台風実績に基づき道路の冠水しやすい箇所を公開している。

また、地域防災計画及び水防計画に基づき、避難勧告等の発表の際には、防災行政無線(伊勢崎市)、サイレン、メール配信システム、広報車により伝達する。

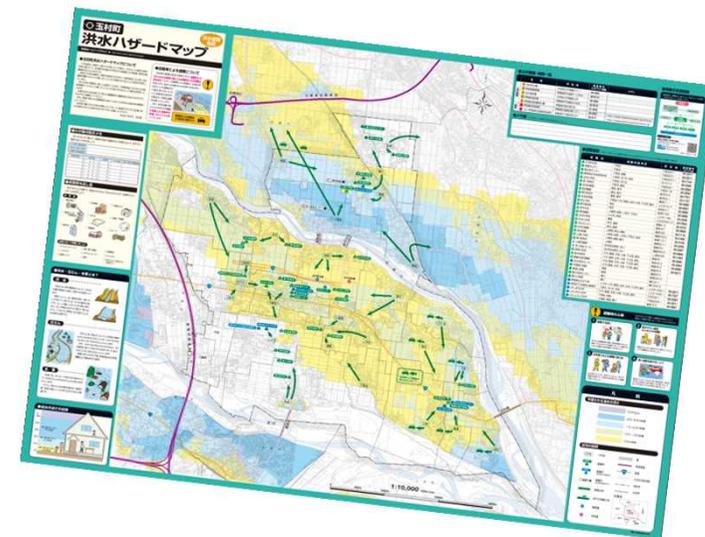
避難誘導は、消防機関または警察機関が連携して行い、地域住民や自主防災組織の協力を得て災害時要援護者の支援に配慮する。



伊勢崎市洪水ハザードマップ(伊勢崎市)



道路冠水箇所(伊勢崎市)



玉村町洪水ハザードマップ(玉村町)

## 取組状況

## 減災に関する現状の取組状況

## ②水防に関する事項

河川の巡視区間、水防活動の実施体制、水防資機材の整備状況

## 【現状の取組】



県、市・町、水防団は、地域住民と協力して、洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の合同点検を実施している。

県、市・町は、水防倉庫等を設置し、水防資機材を備蓄している。



合同点検



水防倉庫

減災の目標

減災の目標

## ◆減災のための目標

利根川外で発生し得る大規模水害に対し、  
「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標とする。

平成33年度までに上記の目標達成に向けて、

- ・円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- ・洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動
- ・氾濫後の生活再建及び社会経済活動の早期回復を可能とする排水活動に関する連携
- ・堤防等河川管理施設の整備推進

を基本的な事項として、防災関係機関の具体的な取組を定める。

実施する取組

実施する取組

実施する取組

[課題1] 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民・隣接市町村への情報伝達・提供が必要とされる。

◆実施する取組 1  目標とする時期 ①平成30年度 ②③平成33年度

迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を密にする下記の取組を検討する。

- ①県、市・町は、「水害ホットライン」を構築する。
- ②県、市・町は、「水害タイムライン」を作成する。
- ③県、市・町は、堤防決壊情報を速やかに隣接市町村へ伝達する事項を水防計画に規定する。



	国土交通省	誰が	交通サービス	市町村	住民
台風発生	○台風予報				
台風上陸の可能性	○台風に関する記者会見	体制の早期構築	運行停止の可能性を早めに周知	避難の可能性を早めに周知	
災害発生		早期復旧・再開が可能となるように施設保全・待避	○連絡体制等の確認 ○協力機関の体制確認	○避難体制の確認・周知	○防災用品の準備
危険性	○台風に関する記者会見(特別警報発表の可能性)	○リエソンの派遣	○運行停止 ○施設保全・待避終了	○避難勧告・指示	○避難の開始
いつ	○大雨・洪水等警報 ○氾濫警戒情報	○所管施設の巡視	何をするか	○避難者の誘導・受入	
台風接近	○大雨・暴風・高潮等特別警報				早期に避難を開始
台風上陸	○氾濫危険情報	○市町村長へ事態切迫状況の伝達		○避難勧告・指示	台風に上陸前に避難を完了 ○屋内安全確保
	○氾濫発生情報	○市町村長へ事態切迫状況の伝達	○被害状況の把握 ○施設点検 ○運行見通しの公表	○支援の要請	

「水防災意識社会再構築ビジョン紹介映像」(国土交通省)  
(<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/>)を加工して作成

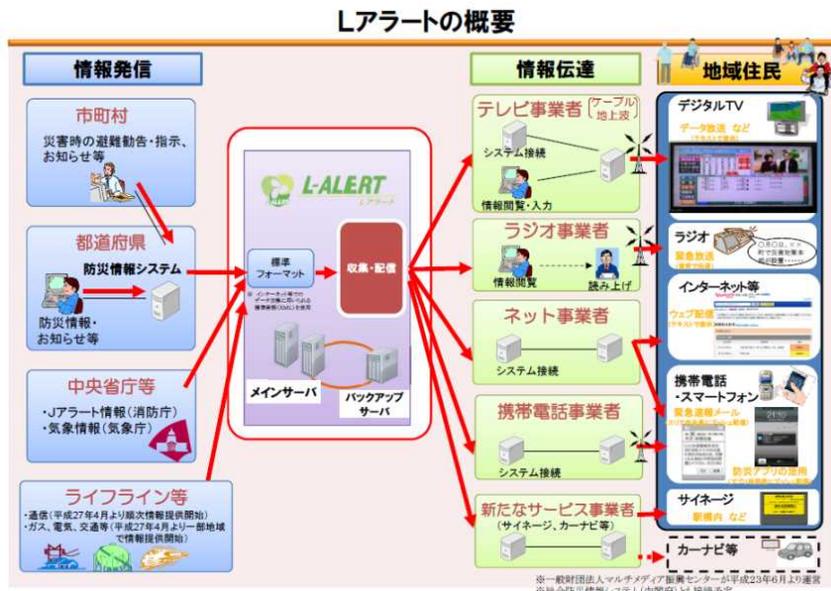
出典:「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」(国土交通省)  
([http://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/pdf/timeline\\_shishin.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/pdf/timeline_shishin.pdf))

実施する取組

[課題1] 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるため、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民への情報伝達・提供が必要とされる。

◆実施する取組2  目標とする時期 ①平成29年度(継続実施) ②平成30年度  
流域住民への迅速な情報提供を促進するため、下記の取組を実施する。

- ①県は、Lアラートの情報基盤を整備し、防災関係機関が連携して、緊急防災情報の提供を行う。
- ②県は、「洪水監視カメラ」を整備し、インターネットでの一般公開を行う。



出典：総務省ホームページ  
 ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000404543.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000404543.pdf))

洪水監視カメラ・水位雨量情報システム (群馬県)

## 実施する取組

〔課題2〕 県管理河川の氾濫影響により、新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難勧告等の発令基準の確認・検討が必要となる。

家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難(水平避難)とする計画が必要となる。

〔課題3〕 新たに洪水浸水想定区域となる各地区における避難所・避難経路の確認、検討が必要となる。

◆実施する取組3  目標とする時期 平成33年度

洪水浸水想定区域及び重要水防箇所等の水害リスク情報を踏まえて、下記の点について、土木事務所水防マニュアル、地域防災計画及び水防計画の点検、見直し検討を行う。

- ①市・町は、洪水浸水想定区域について、避難勧告等の発令基準を定める。県は、基準づくりに際し、洪水に関する情報を提供し、協力する。
- ②①について、家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画を立案する。
- ③県、市・町は、管理道路について、水没するおそれがある等避難の際に危険な箇所を把握する。
- ④市・町は、上記同地区について、避難経路の点検を行う。県は、点検に際し、洪水に関する情報提供や危険箇所の情報を提供し、協力する。
- ⑤隣接市町村への避難が適切とされる場合は、市・町が広域避難の検討を行う。
- ⑥県、市・町は、冠水箇所解消のための調査・検討を行う。

実施する取組

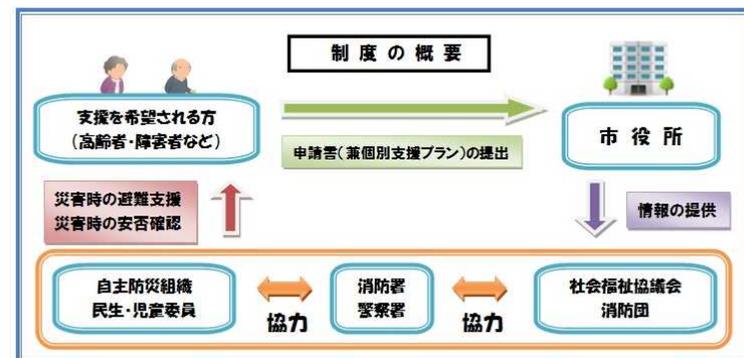
〔課題4〕 新たに影響があると見込まれる要配慮者利用施設等への情報提供や避難計画作成の支援・確認が必要となる。

◆実施する取組4  目標とする時期 ①②③-2平成33年度 ③-1平成29年度(継続実施)

新たに影響があると見込まれる要配慮者利用施設について、地域防災計画に位置づけるとともに、すでに位置づけられている各要配慮者利用施設も含めて、施設管理者が「避難確保計画」の作成、「訓練」の実施、「自衛水防組織の設置」を行うよう支援する。

- ①市・町は、要配慮者利用施設を確認し、市・町地域防災計画に位置づける。
- ②県、市・町は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の作成、「訓練」の実施、「自衛水防組織の設置」に関する周知を行い、実施状況のフォローアップを行う。
- ③-1 市は、「避難行動支援に関する取組指針」を基に、災害時要援護者に対する地域共助の周知、啓発を行う。
- ③-2 町は、在宅の要援護者への情報提供等の検討を行う。

●災害時要援護者支援制度のイメージ図



出典：要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関するパンフレット(国土交通省)  
<http://www.mlit.go.jp/common/001189350.pdf>

## 実施する取組

## [課題 1 ~ 4] 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し

## ◆実施する取組5



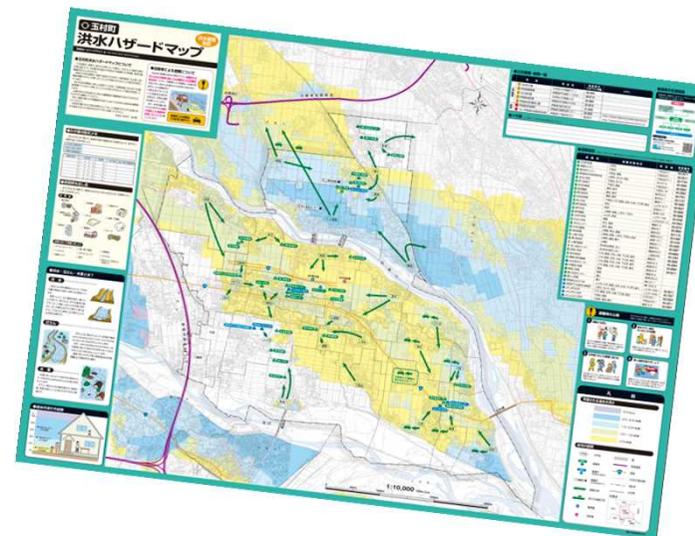
目標とする時期 平成33年度

洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直しを踏まえた地域防災計画に基づき、水害ハザードマップを作成する。

①市・町は、水害ハザードマップの見直しを行う。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。



伊勢崎市洪水ハザードマップ(伊勢崎市)



玉村町洪水ハザードマップ(玉村町)

## 実施する取組

〔課題5〕洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが住民に十分認知されておらず、情報を正確に理解し、避難行動に繋がられるか懸念がある。また、水位周知や避難に関する用語等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。

◆実施する取組6    目標とする時期 平成33年度

防災情報の理解を促すため、平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組を行う。

- ①県、市・町は、小中学校等における水災害教育を実施する。
- ②県、市・町は、住民等への防災知識の普及活動（防災訓練、防災講習会）を行う。



イメージ



イメージ

「水防災意識社会再構築ビジョン紹介映像」（国土交通省）  
(<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/>) を加工して作成

実施する取組

[課題6] 管轄する区域について、洪水浸水想定区域が広範囲となる水防団がある場合、機動的な対応が必要となる。また、水防団員の高齢化や人員の減少により洪水時に実質的に機能できるか懸念がある。

◆実施する取組7    目標とする時期 ①平成33年度 ②③④平成29年(継続実施)

実効的な水防活動体制を強化するとともに、水防団員の確保を進める。

- ①市・町は、水防団の機動的な対応を水防計画(地域防災計画)に位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検を行う。県は、洪水特性に関する情報提供を行い、計画策定に協力する。
- ②県、市・町、水防団は、関係機関と連携した水防訓練及び伝達訓練等を実施する。
- ③県、市・町、水防団は、地域住民と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所)の合同点検を実施する。
- ④県は、水防団(消防団)員の確保のための取組を進める。



重要水防箇所 合同点検

広報いせさき(伊勢崎市)

広報たまむら(玉村町)

## 実施する取組

[課題7] 地形的に浸水深さが深刻となる地区に、重点的に救助用ボート等の配備検討が必要となる。また、大規模水害の際には水防資機材は不足する懸念がある。

## ◆実施する取組8



目標とする時期 平成33年度

想定される危険箇所への配備を念頭においた、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。

- ①県、市・町、水防団は、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。
- ②市・町、水防団は、水難救助資材等を整備する。



水防倉庫・水防資機材

## 実施する取組

[課題8] 長期浸水が見込まれる地区は、排水に関する備えを検討する必要がある。

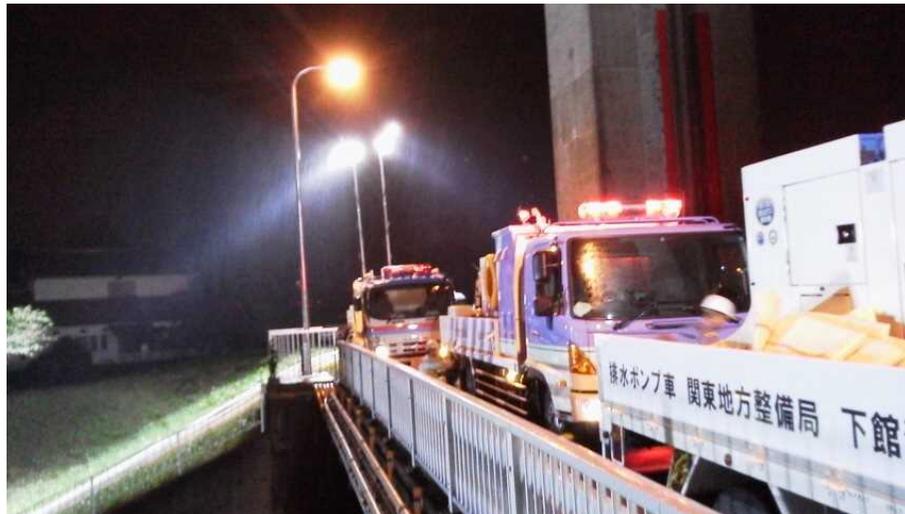
## ◆実施する取組9



目標とする時期 平成33年度

排水ポンプ車を要する機関（国交省等）に応援を要請することを念頭に、洪水浸水想定区域や排水ポンプ車の配備状況を国、県、市・町で情報共有する。

①市・町は、排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備する。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。



## 実施する取組

[課題9] 浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策が必要とされる。

## ◆実施する取組10



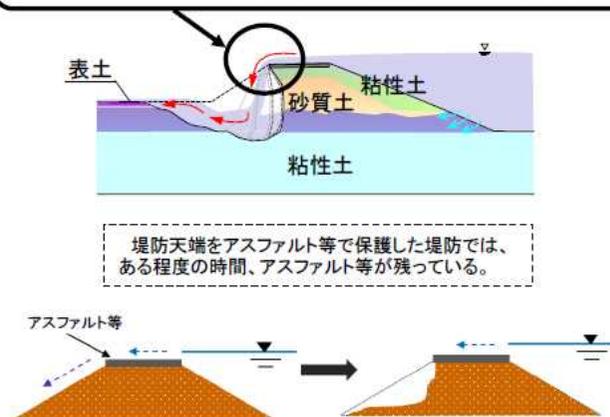
目標とする時期 平成33年度

浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策として、危機管理型ハード対策を実施する。

①県は、危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装（水位周知区間の未舗装箇所）を実施する。

## 堤防天端の保護

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



出典：水防災意識社会 再構築ビジョン（国土交通省）  
<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/pdf/vision.pdf>